

経済要録

国内

◆金融庁、「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表

金融庁は、4月4日、「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を以下のとおり公表した。

平成 15 年 4 月 4 日
金 融 庁

「特別支援金融機関」に対する経営監視について

金融再生プログラムに沿って、特別支援金融機関に対し、徹底した検査・監督による経営監視を行うとともに、取締役会等について有効なガバナンスの下での適正な運営を確保することを含め、コンプライアンスの維持に万全を期するため、別添の施策を講じる。

(別 添)

平成 15 年 4 月 4 日
金 融 庁

「特別支援金融機関」に対する経営監視について

1. 基本的考え方

金融再生プログラムに沿って、特別支援金融機関に対し、徹底した検査・監督による経営監視を行うとともに、取締役会等について有効な

ガバナンスの下での適正な運営を確保することを含め、コンプライアンスの維持に万全を期するため、以下の施策を講じる。

2. 具体的対応

(1) 「経営監視チーム」の設置

特別支援の決定後、速やかに検査・監督部局の職員から構成される「経営監視チーム」を設置する。同チームは、常時のヒアリングや報告徴求を通じ特別支援金融機関の経営を継続的に監視するほか、ヒアリング等を踏まえ必要があれば、直ちに臨場してチェックを行う。また、同チームは、必要な場合には検査・監督上の措置をとるよう関係部署に要請する。

(2) ガバナンスの検証に重点を置いた立入検査

「経営監視チーム」と連携しつつ、特別支援の決定後速やかにガバナンスの検証に重点を置いた立入検査を実施することを原則とし、その後も、通常検査も含め、必要に応じて立入検査を機動的に実施する。

(3) 当局者の取締役会等への陪席

「経営監視チーム」による実態把握を踏まえつつ、特別支援金融機関の経営健全化のための計画の履行確保等のために、必要に応じ、取締役会等の同意を前提として、取締役会等に当局者が陪席する。特に特別支援の決定後一定期間は、原則として陪席する。

3. 当局の体制整備

特別支援の適用が行われる場合、即時に適切な対応を行えるよう、金融庁内に関係局による「特別支援対応チーム」を設置し、準備を進める。

◆金融庁、「特別支援金融機関における『管理会計上の勘定分離』について」を公表

金融庁は、4月4日、「特別支援金融機関における『管理会計上の勘定分離』について」を以下のとおり公表した。

平成15年4月4日
金 融 庁

特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」について

金融再生プログラムを踏まえ、特別支援後の金融機関における「管理会計上の勘定分離」について、「基本的な考え方」を以下のとおり整理するとともに、あわせて「標準的な手法」を別紙のとおり策定した。

(参考) 金融再生プログラム「1. (3) (イ)②
適切な管理方法」

「特別支援を受けることとなった金融機関においては、新勘定と再生勘定に管理会計上分離し、適切に管理する。」

1. 管理会計上の勘定分離の目的

特別支援後の経営体制（新経営体制）とそれまでの経営体制（旧経営体制）の責任の明確化、特に、新経営体制による経営の成果を的確に把

握するとともに、貸出債権等の適切な管理を通じて、特別支援金融機関の経営の再生を図ることを目的とする。このような観点から、特別支援を受ける原因にもなった不良債権等の資産に対応する部分を「再生勘定」、その他の部分を「新勘定」に、管理会計上分離するものである。

2. 各勘定に対する新経営体制の責任

特別支援後の金融機関の経営責任は、全て新経営体制が負うこととなるが、各勘定に対する責任としては、「再生勘定」においては、不良債権の早期処理等の観点から各資産について適切な管理を行い、また、「新勘定」においては、他の金融機関と同じく適正な収益の確保等の経営責任を果たすことが求められる。

具体的には、次のような観点から、新経営体制の責任をチェックしていくことになる。

- ・再生勘定： 新経営体制は、不良債権等について「適切な管理」をしているか。例えば、不良債権の早期処理等の観点から、「個々の資産や債務者に対する対処方針等を早期に決定し、正常債権化することも含め、的確に管理・処分しているか」等。
- ・新勘定： 新経営体制は、「適正な収益」をあげているか。例えば、単なる黒字の確保ではなく、「調達コストや信用コスト及び資本コスト等も加味した上で、適正な収益を確保しているか」等。

3. 各勘定に計上される資産等

(1) 再生勘定

再生勘定には、特別支援を受ける原因となった不良債権等の資産が計上される。具体的には、「要管理先以下に対する貸出債権」がメインとなるが、その他にも、新経営体制が継続して保有していく意思のない有価証券や不動産等の資産も対象となる。

損益項目としては、これらの資産の管理・処分等に関連する収益費用が計上される。

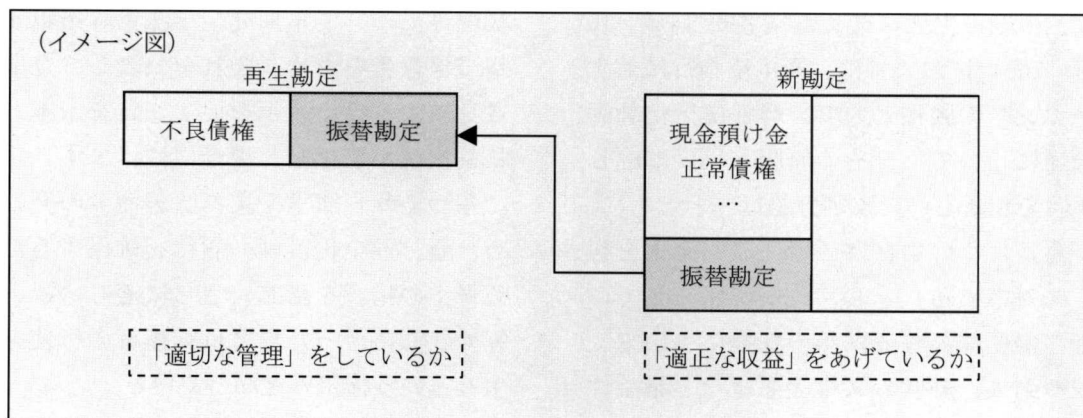
(2) 新勘定

新勘定には、再生勘定に計上された資産を

除き、全ての資産・負債・資本が計上される。具体的には、現金預け金、正常債権、事業用不動産（店舗等）といった資産は全て対象となる。

損益項目としては、これらの資産・負債・資本を稼働させて得られる収益及びそのために通常必要とされる費用等が計上される。

なお、対外的に発生する費用等の支払は全て新勘定から行い、そのうち再生勘定に係る費用については新勘定から再生勘定へ付替の形で経理処理を行う。



4. 基本的な手続きの流れ

(1) デューデリジェンスの実施

旧経営体制と新経営体制の責任を明確に区分するため、勘定分離を行う前段階として、新経営体制によるデューデリジェンスを実施する。

(2) デューデリジェンスを実施後の勘定分離

デューデリジェンスの結果を踏まえ、上記の目的等に沿って新勘定と再生勘定に管理会計上

分離し、それぞれ管理運営していく。

(3) 勘定分離の終結

再生期間（例えば、3～5年）の終了後は、勘定分離を終結する。

(別紙「特別支援金融機関における『管理会計上の勘定分離』に係る標準的な手法について」添付省略)

◆金融庁、「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を公表

金融庁は、4月4日、「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を以下のとおり公表した。

平成15年4月4日
金 融 庁

公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について

一 経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化 一

先般、金融再生プログラム(平成14年10月30日公表)においては、資本増強行に対するガバナンスの強化として、経営健全化計画等の未達について、「その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する」とし、政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換について、「期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する」としたところであります。

これに沿って、資本増強行に対するガバナンスを強化するとの観点から、経営健全化計画未達の場合における対応の厳格化及び転換権行使の条件の明確化について、別紙のとおり「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を取りまとめましたのでお知らせします。

(別紙)

平成15年4月4日
金 融 庁

公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について

一 経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化 一

公的資金による資本増強行に対するガバナンスは、経営健全化計画の履行状況の報告・公表及び監督上の措置並びに優先株の普通株への転換権行使によって確保されることとなっている。具体的には、経営健全化計画の履行状況等について早期健全化法第5条第4項に基づき報告を求め、これを公表し、金融機関自身による自己規正を促すことを基本とし、収益状況が悪化した場合には、まず、銀行法に基づく報告徴求や業務改善命令の発動を含め、経営健全化計画の履行を確保するための監督上の措置を講じ、さらに著しい過少資本等の状態に至った場合は転換権の行使を検討するという枠組みとなっている。

この監督上の措置の発動に関する方針は、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」(平成11年9月、金融再生委員会)及び「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」(平成13年6月、金融庁)として定められており、また、転換権の行使に関する方針は、「転換権付優先株の転換権行使について」(平成11年6月、金融再生委員会)として定められている。

先般、「金融再生プログラム」（平成14年10月30日公表）においては、資本増強行に対するガバナンスの強化として、経営健全化計画等の未達について、「その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する」とし、政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換について、「期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する」としたところである。

これに沿って、資本増強行に対するガバナンスを強化するとの観点から、次のように経営健全化計画未達の場合における対応の厳格化及び転換権行使の条件の明確化を行い、両者を有機的、一体的に運用することとする。

（注1）主要行以外の資本増強行に関するガイドラインについては、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）等を踏まえ検討を進め、平成15年6月末までに整備する。

（注2）以下、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」は「3割ルール」と、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」は「3割ルールの明確化」と、「転換権付優先株の転換権行使について」は「転換権行使ガイドライン」と略記する。

1. 監督上の措置

（1）監督上の措置の厳正化

「3割ルール」、「3割ルールの明確化」に

おいては、当期利益又は業務純益ROEの実績が経営健全化計画を3割以上下回った場合における監督上の措置が規定されているが、これについて、「金融再生プログラム」を踏まえ、報告徴求などにより原因と程度を厳しく精査し必要性を判断した上で、業務改善命令などにより厳正に対応することとする。

（2）経営責任の明確化等

上記（1）の業務改善命令が発動された銀行等（銀行及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）について、当該命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益又は業務純益ROEが経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られない場合には、次に掲げる措置により経営の改善に向けた責任ある経営体制を確立すること等を含む計画の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討するなど必要な監督上の措置を講じて厳正に対応することとする。

（ア）代表取締役社長（頭取）及び実質的に同等の経営責任を有すると認められる者の退任

（イ）各役員の職務上の責任分担の明確化

（ウ）給与体系の見直し、職員賞与の抑制及び役員数削減等による大幅な経費の削減

（エ）役員に対する賞与の支給の停止

（注）「3割ルールの明確化」3.（1）（優先株式が無配の場合の対応）の業務改善命令により、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立等を含む

計画の提出及びその実行を求める場合においても、上記と同様の措置を求めることとする。

2. 転換権の行使

(1) 経営の大幅な悪化への対応

① 銀行等が以下の場合に該当するときは、「転換権行使ガイドライン」の「自己資本比率や収益指標等からみて経営が著しく悪化した銀行について、経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要である場合」に該当するものとし、原則として転換権を行使する方向で検討することとする。

(ア) 「3割ルールの特化」3. (1) (優先株式が無配の場合の対応) の監督上の措置にかかわらず、2期連続で優先株式が無配の場合又は実質的に2期連続で優先株式が無配と認められる場合

(注1) 「実質的に2期連続で優先株式が無配と認められる」とは、以下の場合とする。

- ・無配となった期の翌年度の間接決算発表時の通期見通しにおいて無配を表明するなど、優先株式無配が2期連続で続くと思われるような場合（この場合、年度決算を待たずに対応）
- ・同じく2期目において、無配ではないが優先株式減配となるなど収益状況等に改善が見られない場合

(注2) 転換権行使の具体的判断に当たっては、無配の原因について報告徴求等により精査した結果、経営体制に特段の問題なく、かつ、収益基調が順調であることが認められる場合には、かかる事情を考慮するものとする。

(イ) 修正コア業務純益ROAが、2期連続で

対前年度比1割以上、かつ、累計で3割以上減少した結果、全国銀行平均を下回るなど収益状況が大幅に悪化したと認められる場合

(注1) 「修正コア業務純益」とは、銀行の本来的な業務に関する収益力に基づく損益に着目するとの観点から、コア業務純益（実質業務純益から国債等債券損益を差し引いたものをいう。）から子会社配当（同様に銀行の本来的な業務に関する収益に当たらない損益があると認められた場合には、当該損益を含む。）を差し引いたものとし、「修正コア業務純益ROA」とは、「修正コア業務純益」を総資産で除したものとする。

(注2) 合併・分割等の組織再編（当該組織再編後において政府が現に保有する優先株式を発行した法人が資本増強行（資本増強行の法人格が当該組織再編により消滅する場合においては、その資本を合併等により承継する銀行を含む。）等であるものに限る。）が行われた場合の取扱いについては、それぞれの実態を踏まえ判断することとするが、原則として以下に定めるところによることとする。

(i) 合併・営業譲受等の場合は、基本的に、当該組織再編後の修正コア業務純益ROAを当該組織再編前の修正コア業務純益ROAとそのまま比較することとする。

(ii) 分割・営業譲渡等の場合は、

(a) 当該組織再編により銀行その他の法人であって資本増強行の連結対象子会社等（当該資本増強行を連結対象子会社とする法人がある場合においては、当該法人の連結対象子会社等であって当該資本増強行の連結対象子会社等以外のものを含む。）であるものに資産・負債等を移転する場合には、当該連結子会社等の計数を合算して修正コア業務純益ROAを計算することとする。その際、当該合算に当たっては、相互

間の取引に係る債権及び債務（連結財務諸表原則第四の六に掲げる債権及び債務をいう。）並びに取引高（同原則第五の二に掲げる取引に係る項目をいう。）を相殺消去することとし、また、当該連結子会社等が銀行以外の法人である場合には、経常利益を業務純益とみなして計算することとする。

- (b) (a)に掲げる連結子会社等以外の法人に資産・負債等に移転する場合には、上記(i)と同様の比較をすることとする。

(注3) 銀行が銀行持株会社などの親会社と株式交換を行ったこと等により、資本増強行と政府が現に保有する優先株を発行した法人が異なる法人となっている場合（上記(注2)に掲げる場合を除く。）において、当該法人の傘下の資本増強行（政府が現にその優先株を保有しているものを除く。）が複数あるときは、修正コア業務純益ROAは、当該複数の資本増強行（当該法人が資本増強行であるときは、当該法人を含む。）について合算して計算することとする。ただし、当該合算に当たっては、上記(注2)(ii)(a)と同様の補正を行うこととする。

(注4) 会計基準の変更により修正コア業務純益ROAの値が変動する場合は、当該変動を補正して比較することとする。

(注5) 転換権行使の具体的判断に当たっては、修正コア業務純益ROAが金利動向等の外部環境の変化によって受けた影響等の特殊要因を考慮することとする。

- (ウ) 1. (監督上の措置)(2)の業務改善命令にかかわらず、当期利益又は業務純益ROEの実績が対経営健全化計画比で3割以上下回るなど、なお十分な改善が認められない場合

(エ) 自己資本比率に係る早期是正措置を受けた銀行等について、なお十分な改善が見られず、今後の改善も期待できない場合

- ② 上記①の検討の結果、転換権を行使する場合には、「転換権行使ガイドライン」に定めるとおり「経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保する」ため、原則として、次に掲げる措置を講ずるよう求めることとする。

(ア) 代表権のある役員の前退任、1. (監督上の措置)(2)(イ)により明確化した責任分担に応じた責任追及等、経営責任の徹底した明確化

(イ) 支店等の削減を含む組織及び業務の見直し、収益向上に資する事業体制の確立等による経営の抜本的な改革(子会社等の株式又は持分の処分その他の子会社等の業務内容の見直しを含む。)

(ウ) 配当の停止又はその額の抑制

なお、転換権を行使する前において上記の措置が講じられ、適切な経営改善措置がなされたと認められる場合には、必要に応じ監督上の措置を講じつつ、転換権行使の必要性をもう1期見極めた上で判断することとする。

(注) 「転換権行使ガイドライン」の「早期健全化法に規定する普通株式の引受けの承認要件を満たす場合」における検討の結果、転換権を行使する場合においても、上記と同様の措置を求めることとする。

(2) 個別行の経営危機への対応(エマージェンシー対応)

預金動向、資金繰り、インターバンク市場での資金調達、デリバティブ等の国際取引の状況等を総合的に勘案し、業務改善命令等の監督上の措置を受けてもなお経営危機の招来が回避できないと判断される銀行等については、「転換権行使ガイドライン」の「期中においても市場における当該銀行の信認が著しく低下し、その回復を図ることが必要である場合」に該当するものとし、日銀特融や預金保険法第102条第1項第1号の資本増強による対応の検討とあわせ、原則として転換権を行使する方向で検討することとする。

(注) 上記に該当するものとして検討した結果、転換権を行使する場合には、必要に応じ、(1)②に準じた措置を求めることとする。

(備考)

- (1) 上記2. (転換権の行使) に定めるところにより原則として転換権を行使する方向で検討した結果、転換権を行使することとした場合において、当該行使をする時期については、株式市場の動向などを注視しつつ、公的資産の適切な管理の観点にも配慮して決定するものとする。
- (2) 本ガイドラインは、平成15年3月期から適用するものとする(なお、平成15年6月末までに整備する主要行以外の資本増強行に係るガイドラインは、平成16年3月期から適用するものとする)。

◆金融庁、「自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について」を公表

金融庁は、4月4日、「自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について」を以下のとおり公表した。

平成15年4月4日
金 融 庁

自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について

金融再生プログラム(平成14年10月30日公表)及び「金融再生プログラム」作業工程表(平成14年11月29日公表)を踏まえ、金融機関の自己資本比率の算定に関する外部監査の導入にあたり、以下のような措置を講ずることとする。

1. 業務報告書様式の一部改正

平成15年3月期末より、業務報告書中に記載する自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けている場合には、その旨を記載することとする。このため、銀行法施行規則及び長期信用銀行法施行規則で定める業務報告書様式を別添のとおり改正(4月前半公布)する。

2. ディスクロージャー誌への記載事項の追加

平成15年3月期より、ディスクロージャー誌において、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けている場合には、その旨を記載することとする。このため、銀行法施行規則

及び長期信用銀行法施行規則を別添のとおり改正（4月前半公布）する。

（別 添）

平成 15 年 4 月 8 日

日 本 銀 行

3. 主要行等への要請

本日、主要行及び主要行を子会社とする銀行持株会社に対して、平成 15 年 3 月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請した。

（別添「銀行法施行規則の一部改正案（新旧）」、「長期信用銀行法施行規則の一部改正案（新旧）」添付省略）

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月8日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、4月9日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が 17～22 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、国際政治情勢など不確実性の高い状況が続くとみられることを踏まえ、金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が 17～22 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、国際政治情勢など不確実性の高い状況が続くとみられることを踏まえ、金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「資産担保証券の買入れの検討について」を公表

日本銀行は、4月8日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり同日対外公表を行うことを決定した。

平成 15 年 4 月 8 日

日 本 銀 行

資産担保証券の買入れの検討について

1. 日本銀行による潤沢な資金供給は、金融市場の安定確保と景気・物価の下支えに大きく

貢献してきた。しかし、潤沢な資金供給が経済活動の拡大に効果的に結びついていくためには、金融緩和の波及メカニズムを強化することが求められる。

2. このような考え方にに基づき、日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の点を決定した。

(1) 中堅・中小企業関連資産を主たる裏付資産とする資産担保証券を、時限的措置として金融調節上の買入れ対象資産とすることについて、検討を進めること。

(2) 資産担保証券買入れの具体的スキーム策定に際しては、広く市場関係者等の意見を求めること。

(3) 具体的スキームは、改めて金融政策決定会合において討議のうえ決定すること。

3. 資産担保証券は、その商品特性から信用リスクの分散化や移転を通じて企業金融の円滑化に貢献する効果が期待される。今回の決定は、わが国の金融機関の信用仲介機能が万全でない中で、発展途上にある資産担保証券市場の活性化を通じて企業金融の円滑化を図り、金融緩和効果を強化することを目的とするものである。

4. 日本銀行は、これまでも資産担保証券を含めた民間債務を金融調節上の担保や売戻し条

件付の買入れ資産として活用してきたが、民間債務を買い切ることは、中央銀行としては異例の措置である。日本銀行としては、(1)波及効果の大きさはどの程度か、(2)市場機能を歪めることはないか、(3)日本銀行の財務の健全性をどのように維持するかといった点も見極めながら、買入れの具体的方法等を最終的に決定していく方針である。

5. 日本銀行としては、今後とも、金融緩和の波及メカニズム強化や金融政策の透明性向上の観点から政策運営に改善の余地がないかを点検し、必要な措置を講じていく方針である。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更等について」を公表

日本銀行は、4月30日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成15年4月30日
日 本 銀 行

金融市場調節方針の変更等について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の主たる操作目標である日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「17～22兆円程度」から「22～27兆円程度」に引き上げることを決定した(別添)。

あわせて、産業再生機構に対する証書貸付債権を、新たに日本銀行の適格担保とすることを決定した。

2. わが国の景気は、全体として横這いの動きを続けている。この間、海外経済の動向をみると、欧米諸国の景気回復力については、依然不確実性が高い。また、総じて堅調を維持しているアジア経済についても、新型コロナウイルス（SARS）の影響が懸念される。
3. 金融面をみると、日本銀行による潤沢な資金供給のもとで、金融機関の流動性調達を巡る懸念は、ほぼ払拭されている。しかしながら、株式市場では、銀行株を中心に株価が不安定な動きを続けており、これが先行き金融市場や実体経済活動に悪影響を及ぼすリスクには、十分な注意が必要である。
4. 以上のような経済金融情勢に関する不確実性を踏まえ、日本銀行は、当座預金残高の目標値の引き上げを通じて、金融市場の安定確保に万全を期し、景気回復を支援する効果をより確実なものとするのが適当と判断した。
5. なお、日本銀行は、金融政策の透明性を一段と向上させる観点から、本日公表する「経済・物価の将来展望とリスク評価」において、新たに金融政策運営と金融環境に関するパー

トを新設するなど、内容の拡充を図ることとした。

(別 添)

平成 15 年 4 月 30 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 22～27 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、不確実性の高い状況が続くとみられることを踏まえ、金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表

日本銀行は、4月30日、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年5月号参照）。

◆現行金利一覧

(15年5月15日現在) (単位 年%)

| | 金利 | 実施時期 () 内 前回水準 |
|-----------------------|-------|--------------------|
| 公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率) | 0.10 | 13. 9. 19 (0.25) |
| 短期プライムレート | 1.375 | 13. 3. 28 (1.500) |
| 長期プライムレート | 1.35 | 15. 5. 9 (1.40) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(15年5月15日現在)

| | | 発行条件 | 改定前発行条件 |
|----------------|------------|---------------------------|--------------------------|
| 国債 (10年) | 応募者利回り (%) | < 5月債 > 0.548 | < 4月債 > 0.628 |
| | 表面利率 (%) | 0.6 | 0.7 |
| | 発行価格 (円) | 100.49 | 100.67 |
| 政府短期証券 | 応募者利回り (%) | < 15年5月12日発行分 > 0.0079 | < 15年5月6日発行分 > 0.0120 |
| | 発行価格 (円) | 99.9980 | 99.9970 |
| 政府保証債 (10年) | 応募者利回り (%) | < 5月債 > 0.637 | < 4月債 > 0.705 |
| | 表面利率 (%) | 0.6 | 0.7 |
| | 発行価格 (円) | 99.65 | 99.95 |
| 公募地方債 (10年) | 応募者利回り (%) | < 5月債 > 0.640 | < 4月債 > 0.708 |
| | 表面利率 (%) | 0.6 | 0.7 |
| | 発行価格 (円) | 99.62 | 99.92 |
| 利付金融債 (5年物) | 応募者利回り (%) | < 5月債 > 0.350 | < 4月債 > 0.350 |
| | 表面利率 (%) | 0.35 | 0.35 |
| | 発行価格 (円) | 100.00 | 100.00 |
| 割引金融債 | 応募者利回り (%) | < 5月後半債 > 0.060 | < 5月前半債 > 0.060 |
| | 同税引後 (%) | 0.050 | 0.050 |
| | 割引率 (%) | 0.05 | 0.05 |
| | 発行価格 (円) | 99.94 | 99.94 |

- (注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。
 2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行価格は募入平均価格。
 3. 公募地方債は最低レート。
 4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レートを採用した金融債の計数を掲載。

海外

**◆バーゼル銀行監督委員会、
「自己資本に関する新しいバーゼル
合意の第三次市中協議文書」を公表**

バーゼル銀行監督委員会は、4月29日、「自己資本に関する新しいバーゼル合意の第三次市中協議文書」を公表した（本報告書のプレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年5月号参照）。